

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 4 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 23 年 2 月 1 日付け東建三総第 24 号の行政文書部分開示決定通知書によって部分開示された、尾三地域事務所建設局（平成 18 年度当時の名称。以下「尾三建設局」という。）の〇〇（以下「本件職員」という。）が平成 18 年 7 月 18 日に土木部土木整備局砂防室（平成 18 年度当時の名称。以下「砂防室」という。）へ出張したことについて作成され、その用務名が「砂防河川浜田川の制限行為及び占用等に係る協議」と明示されている復命書（以下「本件復命書」という。）の内容に基づき、次の（1）から（4）までの文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）他の市や町に関する具体的な使用実態、及び他の市や町に対して行った行政指導の事実関係が確認できる行政文書の全て（以下「本件請求文書 1」という。）
- （2）尾道市のみに対して広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年広島県条例第 47 号。以下「管理条例」という。）の各規定は適用できないとしたことが適正（又は妥当など）であることが確認できる文書（以下「本件請求文書 2」という。）
- （3）広島県・尾道市が共に責任を問われることを避けようと画策したことが適正（又は妥当など）であることが確認できる文書（以下「本件請求文書 3」という。）
- （4）尾三建設局内で対応を決めたことが確認できる決裁文書及びその内容を尾道市に指示したことが確認できる文書の全て（以下「本件請求文書 4」といい、「本件請求文書 1」から「本件請求文書 4」までを「本件請求文書」と総称する。）

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 7 月 15 日付け東建三管第 407 号で異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 23 年 7 月 19 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による全部改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書を意図的に隠匿した不当な処分であり、嚴重に抗議する。

本件復命書に明記した事実は、自らの組織にとっては都合の悪い内容であることから組織的に情報を隠匿したものであり、当該裁量権の濫用は決して容認できるものではない。本件請求文書は、東部建設事務所三原支所のみが開示決定等をして済むものではなく、本件職員の出張先である砂防室を含めた担当の部署が当然に作成又は取得していると思料されることから、当該部署からの開示を含めて速やかに適正に開示するよう要求する。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

管理条例は広島県内において一律に適用されるものであることから、尾道市のみに適用を除外するといった取扱いを行うことはなく、砂防指定地内は管理条例及び広島県砂防指定地管理条例施行規則（平成15年広島県規則第6号。以下「管理規則」という。）により適正な管理を行うことは、管理者である実施機関の責務であり、それを避けようと画策することが適正（又は妥当）であるといった取扱いはあり得ないものである。

また、尾三建設局から尾道市に対する指導又は指示を行ったかどうかの事実については、本件復命書の「4 今後の対応」に明示のとおり、砂防室との協議を踏まえ、尾三建設局内で対応を決めることとしているが、個別の事案に則した検証を行った結果、許可できる事案ではないことから、対応方針に係る意思決定までは行われなかったもので、本事案については、尾道市が責任をもって一連の対応を行うべき案件と判断し、口頭による指導を行ったものである。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件処分の妥当性について

当審査会において本件復命書を見分したところ、本件復命書は、尾道市による砂防指定地内河川浜田川の縦断占用等（以下「本件縦断占用等」という。）の取扱いについて、実施機関の尾三建設局の職員と砂防室の職員が協議したことを、その内容とするものであった。

(1) 本件請求文書1について

本件請求文書1は、本件復命書のうち、「他の市や町が砂防河川をBOXによる縦断占有により、川を覆った状態で道路として使用している実態があり、これとの整合性から、他の市や町に対しても行政指導を行う必要がある」という記載に関し、その事実関係を確認できる文書として請求されたものである。

実施機関に確認したところ、砂防指定地内の河川をボックスカルバートなどにより縦断占有し、当該河川を覆った状態で道路として使用すること（以下「本件使用実態」という。）に起因して、尾道市以外の市や町からも、管理条例第3条第1項及び第4条第1項の許可に係る第6条の協議はなされておらず、図面その他の具体的な使用実態が確認できる文書は提出されていないとのことであった。

また、砂防指定地や砂防設備の管理業務遂行上も、本件使用実態の概要等が記載されている文書を作成したり、取得するといったこともなかったとのことである。

さらに、本件使用実態について、尾道市以外の市や町に対して行政指導を行った事例はないことから、行政指導の事実関係が確認できる文書も存在しないとのことであった。

そうすると、本件請求文書1は不存在であるとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえない。

#### (2) 本件請求文書2及び本件請求文書3について

本件請求文書2及び本件請求文書3は、本件復命書の「尾道市のみに対して管理条例第18条第1項に基づき、必要な施設の設置、原状回復命令、管理条例第21条に基づく罰則規程の適用はできない」、「原形復旧命令した場合、県、尾道市共に責任を問われる」などの記載を受けて請求されたものである。

実施機関は、管理条例は広島県内において一律に適用されるものであることから、尾道市のみに適用を除外するといった取扱いを行うことはなく、砂防指定地内について管理条例及び管理規則により適正な管理を行うことは、管理者である実施機関の責務であり、それを避けようと画策することが適正（又は妥当）であるといった取扱いはあり得ない旨説明する。

そこで、当審査会において管理条例を見分したところ、管理条例は、砂防指定地及び砂防設備の適正な管理を図ることを目的としており（第1条）、また、県内の特定の区域のみ条例の規定を適用し、又は適用しないとの規定は存在しないことから、県内一律に適用されるものであることが確認できた。

そうすると、本件請求文書2及び本件請求文書3は不存在であるとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえない。

#### (3) 本件請求文書4について

本件復命書のうち、本件請求文書4に係る部分を見分したところ、「砂防室の案をたたき台として、局内で対応を決めた上で、その内容を尾道市に指示する」と記載されていた。

実施機関に確認したところ、実施機関における意思決定は、起案文書による決裁により行い、実施機関以外の者に対する指導又は指示についても文書で行うことが

一般的であるものの、当該意思決定の方法、指導又は指示の方法等について、管理条例その他の規程において具体的に定めたものではなく、当該事案の内容、緊急性、重要性等を踏まえて、事案ごとに個別に判断しているとのことであった。

そして、本件縦断占用等については、個別の事案に則した検証を行った結果、対応方針について起案文書ではなく、内部協議により意思決定を行い、尾道市が責任をもって対応を行うべき事案と判断したため、文書ではなく、口頭による指導を行うこととしたとのことであった。

このような実施機関の説明については、多少疑問が残る部分はあるが、本件請求文書4の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできないため、本件請求文書4が不存在であること自体は、不自然とまではいえない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

## 2 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23. 8. 9	・ 諮問を受けた。
平成30. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成30. 12. 18	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成31. 1. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 11. 20 (令和 2年度第 7回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 12. 18 (令和 2年度第 8回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 1. 22 (令和 2年度第 9回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授